

## ○茨城県立医療大学における学生団体代表者協議会の設置及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本学における課外活動を振興し、その円滑な発展に資するため、茨城県立医療大学学生通則（平成7年4月6日第1回教授会）第11条の規定に基づき設立された学生団体（以下「学生団体」という。）の代表者を構成員とする学生団体代表者協議会（以下「協議会」という。）の組織等について定め、適正な援助を行うとともに、課外活動に関し、学生の意向を反映させることを目的とする。

### (協議会の構成)

第2条 協議会は、学生団体の代表者（以下「代表者」という。）で構成する。

### (協議会の議長及び副議長)

第3条 協議会に、代表者の互選により選出される議長1名及び副議長2名を置く。

2 議長は、議長及び副議長が選出されたときは、その旨を学生部長に報告するものとする。

### (施設等の優先使用)

第4条 議長は、部室、体育館その他の施設設備及び課外活動用具（以下「施設等」という。）の使用に関して各学生団体と調整を行い、施設使用願を医療大学事務局長に提出するものとする。

2 学生団体には、施設等の使用について、他の学生に優先して便宜を供与するものとする。

### (協議会の開催)

第5条 協議会を開催するときは、学生部長に届け出るものとする。

2 協議会においては、次に掲げる事項を協議し、必要に応じて意見をまとめる。

- (1) 課外活動に係る施設等の利用の相互調整に関する事項
- (2) 茨城県立医療大学後援会が交付する助成金の配分に関する事項
- (3) 学生団体が共同で行う行事に関する事項
- (4) 創療祭、スポーツの日等学内行事への参加に関する事項
- (5) クラス委員協議会との連絡に関する事項
- (6) その他課外活動に関する事項

### (課外活動連絡会)

第6条 協議会と学生委員会とが次に掲げる事項について、意見交換、討議、連絡等を行うため、課外活動連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- (1) 協議会の運営に関する事項
- (2) 学生団体の運営に関する事項
- (3) 学生団体の設立及び解散に関する事項
- (4) クラス委員協議会との連絡に関する事項
- (5) その他課外活動に関する事項

2 連絡会は、学生部長が主宰する。

3 連絡会に協議会の議長及び副議長並びに学生委員が出席する。

4 学生部長が必要と認めるときは、連絡会に関係者の出席を求めることができる。

### (細則)

第7条 学生団体協議会の運営その他この要項の実施に関する細則については、学生委員会の承認を経て、協議会が定めることができる。

### (事務)

第8条 この要項の実施に関する事務は、教務課において処理する。

付 則

この要項は、平成14年5月22日から施行する。